

## 議第1号

### 鶴岡市立図書館利用規程の一部改正について

鶴岡市立図書館利用規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和4年1月20日提出

教育長 布川 敦

### 鶴岡市立図書館利用規程の一部を改正する告示

鶴岡市立図書館利用規程（平成17年鶴岡市教育委員会告示第6号）の一部を次のように改正する。

第2条中「すべて」を「全て」に改める。

第16条を第17条とする。

第15条に見出しとして「（自動車文庫の利用）」を付し、同条を第16条とする。

第14条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「（特別貸出）」を付し、同条中「第12条」を「第13条」に改め、同条を第15条とし、第13条を第14条とする。

第12条に次の1項を加える。

2 次条第1項の規定により第7条第1項の登録（以下「登録」という。）を取り消された者は、館外利用をすることができない。ただし、同条第2項の規定により再登録を受けた場合は、この限りでない。

第12条を第13条とし、第11条を第12条とする。

第10条に見出しとして「（貸出期間）」を付し、同条を第11条とする。

第9条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「（館外利用冊数）」を付し、同条を第10条とし、第8条を第9条とする。

第7条中「貸出券」を「利用カード」に改め、同条を第8条とする。

第6条第1項中「提出しなければ」を「提出し、登録を受けなければ」に改め、同条を第7条とし、第5条を第6条とする。

第4条の次に次の1条を加える。

(図書館資料の複写)

第5条 図書館資料の複写を希望する者（以下この条において「利用者」という。）は、複写申込書に必要事項を記入し、館長あて申し込まなければならない。

2 図書館資料の複写は、著作権法（昭和45年法律第48号）第31条の範囲内に限って認めるものとする。

3 複写に要する費用は、利用者の負担とする。

附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。